佐倉市では、それぞれの施設や事業所ごとに定めていた「健康診断書」の様式を、介護サービスを利用する利用者(患者)と診断書を作成する医療機関の負担の軽減を図るために、「介護サービス共通健康診断書」様式を作成しています。本様式の利用について、ご理解とご協力をお願いいたします。

介護サービス共通健康診断書の利用の流れ

介護施設入所(介護サービス利用)のための健康診断書の提出について

11

不要です

「介護サービス共通健康診断書」の様式のご利用について、ご協力をお願いいたします。(本様式を必ず使用しなければならないものではありません)

必要です

提出を義務づけるものではありませんので、診断 書が必要な場合のみ、「介護サービス共通健康 診断書」をご利用ください。

 \downarrow

利用者様に健康診断書の様式や提出について説明します

※「主治医宛て依頼文」と「健康診断書様式」をお渡しください



 $\downarrow \downarrow$

医療機関で健康診断書を作成していただきます

「介護サービス共通健康診断書」の様式は、市のホームページからダウンロードできます。 http://www.citv.sakura.lg.jp/000014259.html

□ A票

健康状態や感染症の有無など、最低限の項目を定めた様式です。

(必要のない項目については、あらかじめ事業者が斜線を記載してください。)

□B票

血液検査等、その他必要な項目がある場合には、B票を追加します。 (必要のない項目については、あらかじめ事業者が斜線を記載してください。)

共通健康診断書の項目は、必要最低限の医療情報としていますので、利用者のADLや介護認定等の情報については、本人や家族、担当ケアマネジャーから把握してください。

 \downarrow

介護施設(サービス事業所)に健康診断書を提出してもらいます

「介護サービス共通健康診断書」は、診断した医師の同意がある場合のみ、複写したものを提出することができます。

複写の条件

- 原本は、利用者・家族の管理とし、複写の目的は介護サービスの利用時に限ります。
- 本人・家族以外が健康診断書の原本を管理する場合には、委任を受けたケアマネジャー等が管理します。健康診断書の原本を管理したり、複写して提供するときは、複写日・提供先・提供目的を「複写管理簿」に記載します。
- 期限は、診断日から1年以内とします。ただし、介護認定の区分変更や身体の状態に変化があった場合には、診断内容を保証することはできませんので、再度医師の診断を受け、複写の同意を得てください。
- 原則として、原本からの複写とします。複写したものを再度複写することはできません。

作 成 佐倉市 · 佐倉市在宅医療·介護連絡会議

(協力団体)

佐倉地区医師会 ・ 印旛郡市歯科医師会佐倉地区 ・ 佐倉市薬剤師会 千葉県看護協会印旛地区部会 ・ 佐倉市社会福祉施設協議会 さくらケアマネ協議会 ・ 佐倉市地域包括支援センター

平成29年3月 (一部改訂平成30年6月)

※ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。 問い合わせ先 佐倉市 福祉部 高齢者福祉課 包括ケア推進班 電話 043-484-6343

介護施設(事業所)

医療機関

利用者・家族

等